

専 門 職 大 学
評 価 実 施 手 引 書
(専門職大学分野別認証評価)

機構評価担当者マニュアル

(原 案)



令和 年 月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

はじめに

理論と実践のバランスに配慮し、時代の最先端をゆく産業界と連携した教育プログラムによって、優れた専門技能等を身につけ、新たな価値の創造に貢献する専門職業人材の養成を目的とする高等教育機関として、専門職大学（専門職短期大学を含む）が誕生しました（2019年4月）。養成すべき専門職業人材とは、高度な実践力（理論に裏づけられた高度な実践力を強みとして、専門業務を引率できる）、豊かな創造力（社会の変化に対応して、新たなモノやサービスを作り出すことができる）および豊かな人間性と職業倫理を備えた人材です。

専門職大学の特色は、①卒業必要単位の三分の一以上の「実習・実技」の授業による「実践力」の涵養、②研究者教員と実務家教員による小人数授業による理論と実践のバランスのとれた学修、③学外の企業・診療所等における長期実習による現場の知識・技能の修得、④一分野に止まらない学修による「応用力」の涵養、⑤「学士（専門職）」「短期大学士（専門職）」の学位の授与の五点にまとめられます。

専門職大学（専門職大学および専門職短期大学）は、それぞれの目的に応じた教育研究水準の改善・向上に資するために、5年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受審することが義務づけられています（学校教育法第百九条第三項および学校教育法施行令第四十条）。

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の専門職大学認証評価は、専門職大学の教育研究水準の改善および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するために行うものであり、専門職大学の個性や特徴が十分発揮できるよう、それぞれの専門職大学が有する「目的」を踏まえて実施します。

この評価実施手引書は、機構の実施する専門職大学認証評価において、評価担当者が、評価の意義や方法を十分に把握し共通理解のもとで、その職務を遂行できるように取りまとめたものです。この手引書は四つの章から構成されています。「第1章 評価の内容と実施体制等」には、機構の実施する評価の基本的な内容や実施体制等が記載されています。「第2章 書面調査」、「第3章 訪問調査」および「第4章 評価報告書の作成」には、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価方法や評価報告書の作成方法等が記載されています。

この評価実施手引書は、機構の評価担当者が用いるものですが、評価の透明性を確保する観点から、機構のウェブサイト（<https://qaphe.com/>）に掲載してあります。

目 次

はじめに	i
第1章 評価の内容と実施体制等	
I 実施内容と実施時期	1
II 実施体制 — 認証評価委員会の役割	1
III プロセスとスケジュール	2
第2章 書面調査	
I 実施方法	4
II 専門職大学の目的の確認と基準ごとの評価	4
III 書面調査による分析結果等の作成	6
第3章 訪問調査	
I 実施体制と事前準備	7
II 実施内容・方法と調査結果のとりまとめ	7
III 訪問調査スケジュール（例）	10
第4章 評価報告書の作成	
I 評価結果（案）の構成および記述内容	11
II 評価結果（案）に対する対象専門職大学の意見申立て	11
III 評価結果（案）の確定と評価報告書の作成	12
IV 対象専門職大学から提出された改善状況報告書の調査	12
別紙1 専門職大学認証評価の全体像	13
別紙2 自己の関係する専門職大学の範囲	14
別紙3 評価報告書イメージ	15
参考資料 専門職大学認証評価関係法令	19

第1章 評価の内容と実施体制等

専門職大学認証評価は、申請のあった専門職大学（以下「対象専門職大学」とよびます。）を対象として実施するものです。

I 実施内容と実施時期

この評価は、対象専門職大学の教育研究活動、管理運営および財務等（以下「教育研究活動等」とよびます。）の総合的な状況について、機構の定める専門職大学評価基準に基づいて実施します。専門職大学評価基準は、7領域24基準から構成されており、学修成果を中心として専門職大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するものです。基準ごとにこれを満たしているか否かを判断した上で、専門職大学評価基準に適合しているか否かの判定を行います。これらの判断・判定に加えて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点）を指摘します。

対象専門職大学から評価の申請を受け付けてから評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。評価全体のスケジュールは、別紙1 専門職大学認証評価の全体像（p. 13）に示すとおりです。

評価申請年度

12月末	評価の申請受付締切
1～2月	対象専門職大学の自己評価担当者等に対する研修

評価実施年度

7月～8月	機構の評価担当者の研修
8月末	対象専門職大学から自己評価書の提出締切
9月～	書面調査および訪問調査の実施
12月末	評価結果を確定する前に対象専門職大学に通知
1月末	対象専門職大学からの意見申立ての受付締切
3月上旬	評価結果の確定、公表

評価実施年度の翌年度以降（「満たしていない」と判断された基準がある専門職大学）

8月末	対象専門職大学から改善状況報告書の提出締切
3月上旬	改善状況報告書に対する評価結果の確定、公表

II 実施体制 一 認証評価委員会の役割

評価の実施にあたっては、専門職大学に関して高く広い見識を有する大学・専門職大学関係者、当該専門分野の関係者ならびに高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から構成される専門職大学認証評価委員会（以下「評価委員会」とよびます。）を設置します。評価委員会委員は、専門職高等教育質保証機構の理事会の議を経て、決定します。

評価委員会は、次の事項を審議・決定します。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」とよびます。）の作成

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判

断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このために、評価委員会委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容および方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施します。機構においては、このように十分な研修を受けた評価委員会委員が評価を実施します。

評価の公正さを担保するために、評価委員会委員は、自己の関係する専門職大学の評価には参画できないこととします。（別紙2 自己の関係する専門職大学の範囲 p. 14）

Ⅲ プロセスとスケジュール

評価委員会における評価のプロセスは、(a) 書面調査、(b) 訪問調査、(c) 評価結果（案）の作成、(d) 意見申立てへの対応および (e) 評価結果の確定からなり、以下のとおり行います。

さらに、専門職大学評価基準に「適合している」と判断された専門職大学で「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、評価実施翌年度以降に、当該事項の改善状況の調査を行います。

a. 書面調査

対象専門職大学から提出された自己評価書（根拠資料・データを含みます。）を分析・調査することにより書面調査は実施されます。書面調査は、次に掲げる7領域27基準に基づいて、各対象専門職大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準ごとにこれを満たしているか否かを判断した上で、専門職大学評価基準に適合しているか否かの判定を行います。

- 領域Ⅰ 専門職大学の目的と学修成果（2基準）
- 領域Ⅱ 教育課程および教育方法（7基準）
- 領域Ⅲ 教育研究上の基本組織（2基準）
- 領域Ⅳ 財務運営、管理運営および情報公表（6基準）
- 領域Ⅴ 学修環境（3基準）
- 領域Ⅵ 学生受入および定員管理（3基準）
- 領域Ⅶ 内部質保証（4基準）

評価委員会は、書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査による分析結果を整理します。また、この分析結果を踏まえた訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

b. 訪問調査

評価委員会は、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認できなかった事項等の調査を中心に、訪問調査を実施します。

c. 評価結果（案）の作成

評価委員会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、委員会としての評価結果（案）を作成します。この評価結果（案）は、対象専門職大学に通知されます。対象専門職大学には、この評価結果（案）の内容等に対する意見申立ての機会が設けてあります。

d. 意見申立てへの対応と評価結果の確定

対象専門職大学から意見申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行った上で、評価結果を確定します。対象専門職大学から意見申立てがなかった場合には、原則として、評価結果（案）がそのまま評価結果として確定します。

意見申立てのうち、専門職大学評価基準に「適合していない」との判断に対する意見申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、審議を行います。その議をふまえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

e. 改善状況の継続的確認

「専門職大学大学評価基準に適合している」と判断された専門職大学で「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告書を機構に提出することになっています。評価委員会は、その対応状況を調査し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。

f. 評価委員会における評価プロセスの全体像

評価委員会における主な審議事項等とスケジュールは、下表のとおりです。

評価委員会	開催時期	審議事項等
第1回	7月～8月	○評価担当者の研修 ○委員長の決定 ○書面調査・訪問調査の基本的な方法や手順の決定
第2回	10月中旬	○書面調査による分析結果の審議・決定 ○訪問調査での確認事項、役割分担の決定 ○書面調査による分析状況および訪問調査時の確認事項を対象専門職大学に通知
第3回	12月中旬	○評価結果（案）の審議・決定 ○評価結果（案）を対象専門職大学に通知
第4回	2月中旬	○意見の申立てへの対応の審議 ○評価結果の確定
評価実施翌年度以降		○改善状況報告書の調査・審議 ○評価結果の確定

第2章 書面調査

対象専門職大学は、『自己評価実施要項』に沿って自己評価を行い、自己評価書を機構に提出します。機構における評価は、この自己評価書を分析する書面調査から始まります。書面調査は、評価委員会が行います。書面調査を行うにあたって、次の点について留意します。

- ① 対象専門職大学の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源等の人的あるいは物的条件、地理的条件等を十分考慮して、評価を実施します。
- ② この評価は、対象専門職大学が競争的環境の中で個性が輝く大学として一層発展するために、その教育活動等の改善に資することを目的としていることから、対象専門職大学の特色ある取組や改善に向けての努力等について、必ずしも十分な成果をあげるに至っていないものに関しても配慮しつつ、評価を実施します。

I 実施方法

評価委員会は、書面調査による基準・分析観点ごとの分析・調査および基準の判断を行います。具体的には、対象専門職大学から提出された自己評価書について、専門職大学の目的を踏まえて、分析観点ごとに分析結果およびその根拠資料・データにより分析・調査および判断を行い、その結果を、基準ごとに取りまとめます。

書面調査の過程において、不明な点が生じた場合あるいは自己評価の根拠資料・データが不十分な場合は、機構事務局を通じて、対象専門職大学に照会や提出依頼を行います。また、書面調査の過程で知り得た個人情報および対象専門職大学の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

II 専門職大学の目的等の確認と基準ごとの評価

この評価は、専門職大学の個性や特色が十分に発揮できるように、教育研究活動等に関して対象専門職大学が有する目的を踏まえて実施するよう配慮されていますので、その目的について十分な理解が重要です。そのためには、自己評価書に記載された「**専門職大学の現況、目的および特徴**」により対象専門職大学の全体像を把握した上で、以下の基準ごとの評価を行います。

各基準の自己評価結果の分析は、次に示す「**分析観点の確認**」、「**分析観点ごとの分析**」および「**基準の分析と判断**」、ならびに「**特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点）の抽出**」の流れで行います。

(1) 分析観点の確認

各基準に示された分析観点が全て分析されていることを確認します。分析されていない観点が確認された場合は、対象専門職大学に当該分析観点の分析を求めます。

(2) 分析観点ごとの分析

自己評価書には、分析観点ごとに「**分析観点に係る状況**」が記述されています。評価担当者は、分析観点ごとに、取組や活動の内容等がどのような状況であるのか、自己評価書の根拠資料・デー

タで確認しつつ分析を行います。対象専門職大学から提出される**専門職大学現況票と教育研究実績票**も根拠資料・データの一つとして用います。

上記の分析結果に基づき、当該分析観点到に係る状況を、対象専門職大学の目的を踏まえて、当該分析観点到に相応しい判断方法を用いて判断します。その際、下表のような判断を示す記述の例示を参考にしつつ、「**目的を踏まえ期待される水準を上回る**」、「**目的を踏まえ期待される水準にある**」あるいは「**目的を踏まえ期待される水準を下回る**」の三段階で判断します。また、根拠資料・データが不足したり、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「**判断保留**」とします。

対象 専門職大学 の状況	目的を踏まえ 期待される水準を上回る	目的を踏まえ 期待される水準にある	目的を踏まえ 期待される水準を下回る
判断を示す 記述の例示	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を十分に達成している ・優れた取組を実施している ・明確に定めている 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を達成している ・実施している ・定めている 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標をおおむね達成している ・実施していない ・定めていない

(3) 基準ごとの分析と判断

前記の「分析観点到ごとの分析」の結果を精選・整理し、基準ごとに書面調査による「基準ごとの分析結果」をまとめるとともに、基準を満たしているかどうかの判断をします。

(4) 特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点あるいは改善を要する点）の抽出

領域ごとに、前記の「分析観点到ごとの分析」から、対象大学院の目的に照らして、「優れた点」、「特色ある点」、「改善が望ましい点」あるいは「改善を要する点」を抽出します。なお、抽出する際、下表の考え方を参考にします。

優れた点	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学の目的に照らして、優れている取組であり、成果をあげていると判断されるもの。 ・教育研究活動等の改善・向上に向けて先進的な取組と判断されるもの。
特色ある点	<ul style="list-style-type: none"> ・成果をあげるまでには至っていないが、専門職大学の目的に照らして、特色ある、または個性ある取組と判断されるもの。 ・「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
改善が望ましい点	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学の目的に照らして、改善によって、さらなる質の向上が期待できるもの。 ・「基準を満たしていない」とまではいえないが、大学院の目的に照らして、改善が望ましいと判断されるもの。
改善を要する点	<ul style="list-style-type: none"> ・法令違反の状態であり、可及的速やかに改善すべきと判断されるもの。 ・法令違反の状態ではないが、大学院の目的に照らして、速やかに改善が必要と判断されるもの。

Ⅲ 書面調査による分析結果等の作成

評価委員会は、書面調査での分析・調査結果に基づいて、書面調査による分析結果を作成します。さらに、訪問調査を実施するにあたって必要な調査内容（補足調査事項、視察する授業や施設、面談の対象者等）の検討・整理を行います。

第3章 訪問調査

訪問調査は、書面調査では確認できなかった事項等を中心にして、対象専門職大学の状況を調査するとともに、対象専門職大学にその調査結果を伝え、その状況等に関して、対象専門職大学との共通理解を図ることを目的とします。

I 実施体制と事前準備

評価委員会委員から構成される訪問調査チームが、訪問調査を実施します。評価委員会が行う事前準備の概略は、次のとおりです。

(1) 訪問調査の進行、役割分担の決定

評価委員会は、訪問調査の基本的な方法や手順等について確認した上で、対象専門職大学に係る調査内容や個別事情を踏まえて、実際の教育研究活動等の状況を的確に把握できるような進行方法の方針を決定します。また、訪問調査を効率的に実施するために、評価担当者の役割や分担を決定します。

(2) 訪問調査の実施日等の決定および通知

訪問調査の実施日程および訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象専門職大学の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象専門職大学と協議した上で、評価委員会が決定し、対象専門職大学に通知します。

(3) 調査内容等の決定および通知

評価委員会は、第2章 3 書面調査による分析結果等の作成 (p. 6) で記述した「書面調査による分析結果」から、「基準の判断 (基準○を満たしているか否かの判断)」、および抽出した「優れた点」「特色ある点」「改善が望ましい点」あるいは「改善を要する点」を除いたものを「書面調査による分析状況」として整理します。また、訪問調査時に補足説明および根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。

評価委員会は、これら「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」およびその他調査内容を訪問調査の3～4週間前までに、機構事務局を通じて対象専門職大学に通知します。

II 実施内容・方法と調査結果のとりまとめ

対象専門職大学の関係者 (責任者) との面談や根拠資料・データの収集を行うとともに、実際の教育研究活動等の状況を把握するため、学生、修了生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的な調査内容は、次の「実施内容と方法」に掲げる事項を基本としますが、対象専門職大学の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。

a. 実施内容と方法

(1) 専門職大学関係者 (責任者) との面談

「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、対象専門職大学の関係者 (責任者) から補足説明または根拠資料・データの提供を受けます。訪問調査が

円滑かつ効果的に実施されるように、専門職大学関係者（責任者）に協力を要請するとともに、自己評価書に記述された内容以外で、評価の参考となる事柄についても、対象専門職大学の関係者（責任者）から補足説明または根拠資料・データの提供を受けます。面談者は、学長、学部長等の責任を有する立場にある者とします。

対象専門職大学の関係者（責任者）からの補足説明または根拠資料・データの提供によっても、なお確認できない補足調査事項については、新たに根拠資料・データの提出を求めることができません。

(2) 一般教職員、支援スタッフおよび関連する教育研究施設のスタッフとの面談

専門職大学関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該対象専門職大学が行う教育研究活動等に参画している立場から、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

(3) 学生、卒業（修了）生との面談

教育を受けている学生としての立場、および既に卒業（修了）した社会人等の立場から、当該対象専門職大学における教育研究活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、授業や実験・実習の感想や問題点、学修環境、学修支援等については、学生の満足度を知る上で重要ですので、詳しく質問し、活発な発言が得られるように努めます。

(4) 教育現場の視察

講義、実験・実習、演習等の取組が、教育現場では実際にどのように実施されているか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

(5) 学修環境の状況調査

学修環境（図書館、教育研究施設、ICT環境、自主的学修・情報教育関係の施設・設備および学生支援施設等）の状況やバリアフリー化を含め施設・設備の整備状況について、実際の利便性や機能面などについて、実態を把握し、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

(6) 根拠資料・データの補完的収集

「訪問調査時の確認事項」として提出された根拠資料・データおよび現地においてのみ閲覧が可能な資料等の調査を行います。また、自己評価書とともに提出された根拠資料・データをより精度の高いものとするために補完的な資料・データを収集します。

b. 訪問調査で配慮すべき事項

訪問調査を実施するにあたって、下記のことは、とくに配慮します。

① 学生、卒業（修了）生等との面談や教育現場の視察等で得られた知見および確認した補足説明等に基づき、「書面調査による分析状況」に係る訪問調査終了時点での分析結果の検討、必要な資料・データ等収集の確認を行い、訪問調査の結果を対象専門職大学の関係者（責任者）に説明します。その際、評価委員会において総合的に判断する事項および提出された新たな根拠資料・データの分析を必要とする事項については、説明を控えることとします。

② 評価担当者が、調査内容等に関する対象専門職大学からの質問に回答する場合は、評価チーム全体の考え方に基づくものとします。しかし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言することとします。

③ 評価担当者は、訪問調査の過程で知り得た個人情報および対象専門職大学の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

④ 訪問調査で面談を行う際には、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また、訪問調査で回答したことが回答者の不利益とならないよう十分注意することとします。

c. 訪問調査チーム会議

訪問調査チームは、調査を効率的かつ合理的に行うために、また、評価担当者の共通理解を図るために、訪問調査期間中に必要に応じて訪問調査チーム会議を開催します。訪問調査チーム会議では、調査内容の打合せ、訪問調査終了時点での分析結果の検討、最終的に評価結果を判断するために必要な資料・データが収集できたかどうかの確認等を行います。

d. 専門職大学関係者（責任者）への訪問調査結果の説明および意見聴取

訪問調査チームは、事実誤認等がないか相互確認するなど、対象専門職大学の関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、訪問調査で得られた知見や根拠資料・データの調査結果を説明し、それに対する意見を聴取します。この際、対象専門職大学から新たな根拠となる資料・データ等の提出の申し出があった場合は、訪問調査終了後、1週間以内の提出であれば受け取ることができます。

e. 調査結果の取りまとめ

訪問調査チームは、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、その結果を評価委員会に報告します。

3 訪問調査スケジュール（例）

下表のスケジュールは一例であり、実際のスケジュールでは、対象専門職大学の規模や調査内容等により、異なります。

〈第1日目〉

時刻	事項	時間
10:00～	訪問調査チーム会議	30分
10:30～	専門職大学関係者（責任者）との面談	90分
12:00～	昼食・休憩	60分
13:00～	一般教職員、支援スタッフおよび関連する教育研究施設のスタッフとの面談	60分
14:00～	休憩	15分
14:15～	教育現場の視察および学修環境の状況調査	90分
15:45～	根拠資料・データの補完的収集および訪問調査チーム会議	120分
17:45～	休憩	15分
18:00～	学生、修了生との面談	90分
19:30～	訪問調査チーム会議	30分

〈第2日目〉

時刻	事項	時間
10:00～	根拠資料・データの補完的収集および訪問調査チーム会議	60分
11:00～	専門職大学関係者（責任者）への訪問調査結果の説明および意見聴取	60分
12:00	訪問調査終了	

第4章 評価報告書の作成

評価委員会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、基準ごとの評価結果を確定した上で、評価結果（案）を作成します。

I 評価結果（案）の構成および記述内容

評価委員会が作成する評価結果（案）の構成および記述内容は、次のとおりとします。

a. 基準ごとの評価

評価委員会は、書面調査および訪問調査を経て検討・整理した分析結果に基づき、基準ごとに評価結果、評価結果の根拠・理由、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点あるいは改善を要する点）について議論し、記述します。その際、「改善を要する点」が指摘された基準については、「評価結果」は「基準を満たしていない。」となります。それ以外は、「基準を満たしている。」となります。

なお、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点あるいは改善を要する点）を抽出・要約するにあたっては、対象専門職大学の目的に照らして、重要な位置づけにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述します。

b. 認証評価結果

(1) 「認証評価結果」については、次のとおり「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している」または「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」のいずれかです。

- ① 全ての基準を満たしている場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合している」と判定します。
- ② 【重点評価項目】と位置づけた基準 I-2、基準VII-1～VII-3のいずれか一つを満たしていない場合には、「専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合していない」と判定します。
- ③ ②以外で、満たしていない基準があった場合には、「すべての基準に係る状況を総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある」ことが、
確認できれば「・・・評価基準に適合している」、
確認できなければ「・・・評価基準に適合していない」と判定します。

(2) 上記(1)のほか、「認証評価結果」として、「判断の理由」を記述するとともに、各領域ごとに記述された「特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点あるいは改善を要する点）」から重要な事項は、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」として記述します。

II 評価結果（案）に対する対象専門職大学の意見申立て

評価委員会は、機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象専門職大学に通知します。対象専門職大学は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。

III 評価結果の確定と評価報告書の作成

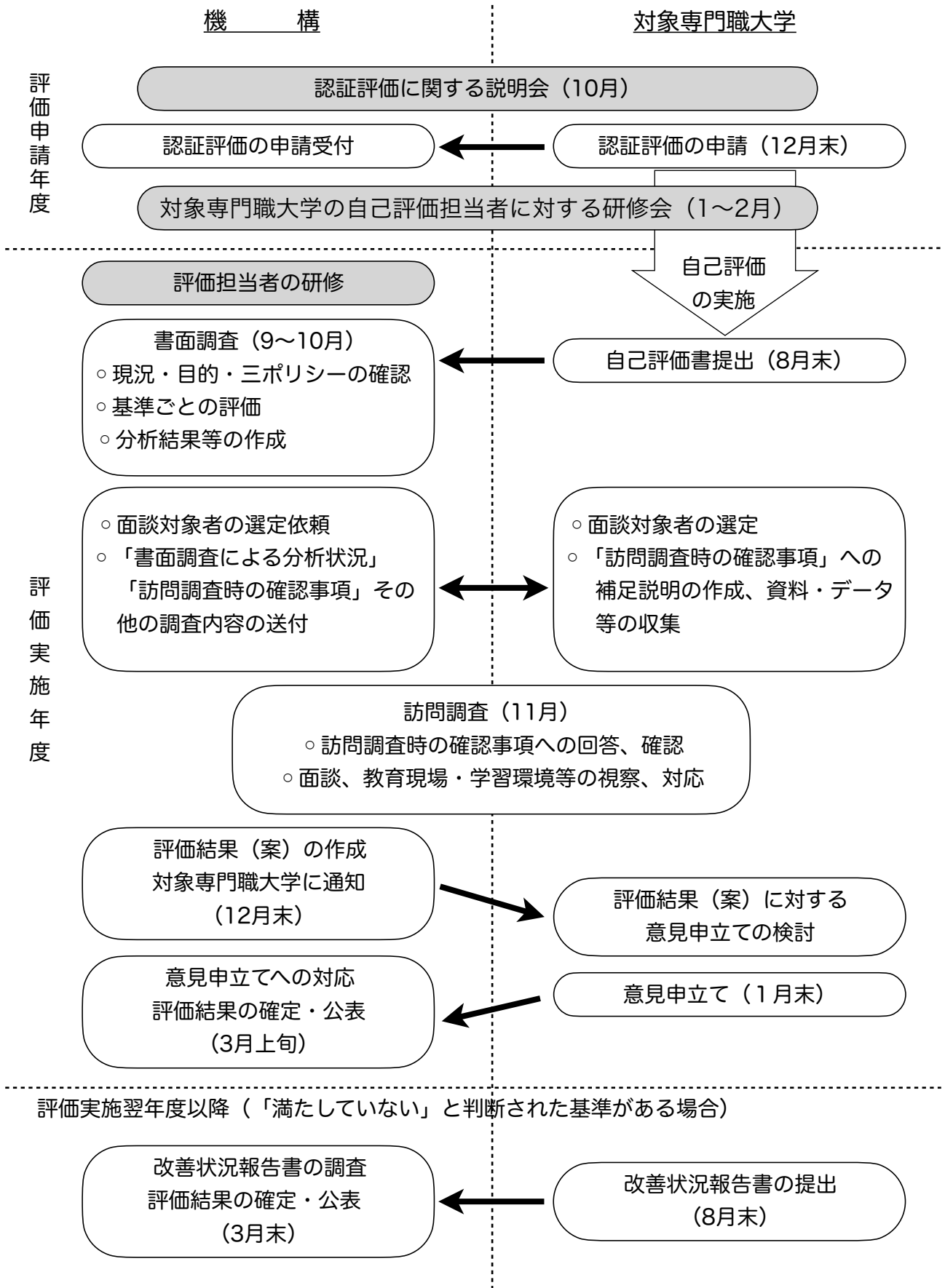
評価結果（案）に対する意見申立ての機会を経て、評価委員会において再度審議を行います。なお、「評価基準に適合していない」との判定に対する意見申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、審議を行います。これらの意見申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。

確定した評価結果は、評価報告書（別紙3 評価報告書イメージ pp. 15～18）としてまとめます。評価報告書は、対象専門職大学およびその設置者へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

IV 対象専門職大学から提出された改善状況報告書の調査

「専門職大学評価基準に適合している」と判断された大学で、「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、評価実施年度以降に当該事項等に関する対応状況の報告を機構に対して行うことになっています。評価委員会において、その対応状況を検討し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。

別紙1 専門職大学認証評価の全体像



別紙2 自己の関係する専門職大学の範囲について

評価の公正さを担保するために、一般社団法人専門職高等教育質保証機構の評価委員会委員は、自己の関係する専門職大学の評価には参画できないこととする。自己の関係する専門職大学の範囲は、次のように定める。

1. 評価対象専門職大学に専任として在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
2. 評価対象専門職大学に兼任として在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
3. 評価対象専門職大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
4. 評価対象専門職大学の教育研究または経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、または過去3年以内に参画していた場合
5. 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該大学を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の大学または企業等を本務として所属する場合をいうものとする。また、役員には、私立学校法第44条に規定する評議員を含むものとする。

別紙3 評価報告書イメージ

(表紙)

令和〇年度実施
専門職大学
認証評価報告書

□ □ 専門職大学

令和〇年〇月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

1 認証評価結果

□□専門職大学の教育研究等の総合的な状況は、専門職専門職大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める専門職大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

専門職大学評価基準を構成する27の基準をすべて満たしている。

あるいは

□□専門職大学の教育研究等の総合的な状況は、専門職専門職大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める専門職大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

専門職大学評価基準を構成する24の基準のうち、基準●-●を除くすべての基準を満たしている。基準●-●については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目 基準VII-1を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況にある。

○ 一部の学部において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準●-●)

あるいは

□□専門職大学の教育研究等の総合的な状況は、専門職高等教育質保証機構が定める専門職大学評価基準に適合していない。

【判断の理由】

専門職大学評価基準を構成する27の基準のうち、26の基準は満たしているが、重点評価項目である基準●-●を満たしていない。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。(各領域ごとに示した「優れた点」から特に重要なものを掲載)

-
-

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。(各領域ごとに示した「改善を要する点」から特に重要なものを掲載)

-
-

2 基準ごとの評価

領域Ⅰ 大学院の目的および学修成果

基準Ⅰ-1 大学院の目的が適切に設定されていること。

【評価結果】 基準Ⅰ-1を満たしている。(基準Ⅰ-1を満たしていない。)

評価結果の根拠・理由

《分析観点ごとに記述》

以上の内容を総合して、「基準Ⅰ-1を満たしている(基準Ⅰ-1を満たしていない)。」と判断する。

基準Ⅰ-2 【重点評価項目】大学院の目的に則した人材養成がなされていること。

領域Ⅰの基準について

【優れた点】

【特色ある点】

【改善が望ましい点】

【改善を要する点】

領域Ⅱ 教育課程および教育方法

基準Ⅱ-1 修了認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。

3 意見の申立ておよびその対応

機構は、評価結果を確定するにあたり、あらかじめ当該専門職大学に対して評価結果（案）を示し、その内容について、既に提出されている自己評価書および根拠資料ならびに訪問調査における意見の範囲内で意見がある場合には、申立てを行うよう求めた。意見申立てがあったものについては、その対応について認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。ここでは、当該専門職大学からの申立ての内容とそれへの対応を示した。

申立て件数 ●件

申立ての内容	申立てへの対応

参考資料として対象専門職大学から提出された自己評価書から、下記の項目について、原文のまま掲載します（原則として、対象大学院から提出された自己評価書が掲載されたURLを引用）。

- I 大学院の現況、目的および特徴
- II 各基準の自己評価
- III 自己評価結果の概要

参考資料 専門職大学認証評価関係法令

○**学校教育法（抄）**（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）施行日：令和二年四月一日（令和元年法律四十四号による改正）

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

- 2 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。
- 3 専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程*を置くことができない。

*医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第百条～第百八条（略）

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。
- 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
- 6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
 - 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

- 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
 - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
 - 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
 - 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
 - 4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
 - 5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
 - 6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

○**学校教育法施行令（抄）**（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）施行日：令和三年四月一日（令和元年政令二十八号による改正）

第四十条 法第九十九条第二項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第九十九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

○**学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（抄）**（平成十六年三月十二日文部科学省令第七号）（法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）（この省令は、平成三十年四月一日から施行する。）

第一条 学校教育法（以下「法」という。）第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法並びに大学（大学を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。
 - 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
 - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
 - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
 - 五 法第九十九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る。）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。

- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 事務組織に関すること。
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ 財務に関すること。
- ヌ イからリに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

三 設置計画履行状況等調査（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十四条に規定する調査をいう。）の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。

四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

3 第一項に定めるもののほか、法第九十九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教員組織に関すること。

ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。

ハ 施設及び設備に関すること。

ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するもの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

第二条 法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第九十九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないような必要な措置を講じていること。

三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。

五 法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せ行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せ行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

- 第三条** 法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
 - 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
 - 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

一般社団法人

専門職高等教育質保証機構

〒106-0032

東京都港区六本木6-2-33

六本木ヒルズノースタワーアネックス 3F

Tel. 03-3403-3432

URL <https://qaphe.com>